

リース満了に伴う契約手続き変更のお知らせ

お客様各位

〒900-8550

沖縄県那覇市久茂地一丁目7番1号

株式会社琉球リース

営業統括部

T E L : 098-911-7104

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴社と弊社との間で締結し2025年4月1日以後にリース期間が満了するリース契約（以下「原リース契約」という。）または再リース契約（以下「原再リース契約」という。）の取扱いについて、弊社のシステム変更に伴い下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

（リース満了の通知）

弊社からリース期間満了3か月前までに「リース満了に伴う契約手続きのお知らせ」（以下「満了通知」という。）を通知します。

（リース満了の取扱い）

リース期間満了後、「満了通知」記載の条件により再リース契約をするか、原リース契約または原再リース契約を終了させることを選択できるものとします。

（再リース契約手続き）

【現行】

貴社が、リース期間満了する2か月前までに弊社に対して、書面により「再リース申込み」した場合には、新たなリース契約を締結できます。

【変更後】 ※対象案件：2025年4月1日以後に満了する一般リース契約

1. 貴社が原リース契約または原再リース契約の終了を希望するときは、貴社は弊社に対しリース期間満了2か月前までに「リース契約終了通知書」により申し出をするものとします。
2. 前項の申し出がなかったときは、「満了通知」記載の条件により再リース契約を締結したものとみなします。
3. 前項に基づき、弊社は貴社に対し「再リース契約手続き完了通知書・再リース請求書」を交付します。

※ご不明な点がございましたら、弊社営業統括部までお問合せ下さい。

以上